

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	第2回武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会
開 催 日 時	令和元年8月1日（木） 午後5時30分～午後7時14分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：木村委員（座長）、榎本委員、押本委員、榎戸委員、大谷委員（副座長）、武内委員、江郷委員、草間委員 欠席者：宮崎委員、田中委員、小林委員 事務局：健康福祉部地域福祉課長、同課市民なやみごと相談係係長、同係主事、委託業者1人
議 題 等	1 報告 第1回武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会の会議結果について 2 議題 (1) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン素案について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：武蔵村山市子どもの未来応援プラン素案について 第1章及び第2章までの部分については、委員からの意見を踏まえて修正し、次回の会議までに提示する。 第3章以降については、事務局から提示される素案をもとに、次回以降協議する。 議題2：その他 次回の日程については、9月26日(木)が予定されており、会議の開催通知については、会議資料とともに、別途事務局から送付する。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	1 報告 第1回武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会の会議結果について (事務局説明) 本会議録については、第1回の策定懇談会において決定いただいた「武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会に関する運営要領」に基づき、要旨を取りまとめたものである。 会議録（案）には、本日の会議資料の配布と併せ、発言の真意が表現されていない箇所、不適当な表現等があれば、あらかじめ、事務局まで連絡いただけるよう、確認の依頼をしていたが、本日までのところ、特に意見はなかった。 なお、本日、この会議録について確定いただけたら、今後、会議資料と合わせて、市のホームページで公開することとなる。 (質疑等) なし。 (座長) 本会議録については、この内容で確定とする。  議題1：武蔵村山市子どもの未来応援プラン素案について (事務局説明) 前回の策定懇談会において、事務局からお示した構成案をもとに素案の作成を進めていくことが確認されたことから、今回、第1章と第2章の素案を提示させていただいた。

資料1ページを、第1章であるが、こちらは、前回の資料では、構成案ではなく、資料5として別にお配りしていた資料から引用したもので、厚生労働省の国民生活基礎調査で明らかにされている子どもの貧困率の推移を示すとともに、そのもととなる「相対的貧困率」の説明を欄外に記載している。

新聞報道等で、子どもの貧困は7人に1人ということをお聞きになっているかと思うが、この調査がそのもとになっているものである。

なお、国民生活基礎調査は毎年行われているが、貧困率が掲載されるのは3年に1度の大規模調査年のみとなるため、現状では、こちらの平成27年のものが最新の数値となっている。

また、欄外の黄色の網掛けとなっている部分は、この懇談会と並行して行っている庁内の策定委員会の会議を今週月曜日に開催しており、その結果を踏まえて、修正した部分となっている。

同様に、以後にも、修正した部分、また、修正意見を踏まえて修正の方向性を記載した部分がある。

2ページでは、子どもがいる現役世帯の貧困率を示している。上の線が大人が1人の世帯、下の線が大人が2人以上の世帯の貧困率ということで、本市の調査結果からも見てとれるが、ひとり親など、大人が1人の世帯の貧困率が非常に高くなっているという現状が明らかになっている。

3ページは、国際的に見た日本の子どもの貧困率である。OECDの調査で、日本の子どもの貧困率は、調査時点の加盟国34か国の中で10番目に高く、大人が1人の世帯では最も高くなっていることを記載している。

4ページは、子どもの貧困対策に関する法律についての記載であるが、前回説明したとおり、改正法が未施行のため、改正法の施行日については、丸で表示している。

5ページ及び6ページは、子供の貧困対策に関する大綱の関係であるが、こちらも、前回説明したとおり、今後改定が予定されており、新たな大綱が公表された時点で差し替えを考えている。

7ページは、前回の構成案にはなかった項目で、まず、4の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトの推進」については、ひとり親家庭等が経済的に厳しい状況にあることを踏まえ、資料として追加したもので、図の中にあるように「支援につながる」「生活を応援」「学びを応援」「仕事を応援」「住まいを応援」「社会全体で応援」の6つの項目において、施策の方向性が示されている。

その下の5の「東京都の取組」であるが、東京都は、子供の貧困対策に関する計画を、子ども・子育て支援法に基づく計画及び次世代育成推進法に基づく計画と一体的に策定しており、子どもの貧困対策に関する施策については、8ページのとおり、こうした一覧でまとめられている。なお、計画書の本文においては、「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」の中の1項目として、子供の貧困対策の推進が掲げられているが、内容としては、「貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子供が健やかに成長できるよう、関係各局で連携を強化し、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4分野の施策を充実していく」こと、及び「子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援していく」ことの2点が掲げられているのみとなっている。

9ページは、計画の性格と位置付けである。1の計画の性格について

は、基本的には前回配布した構成案のとおりであるが、4行目について「東京都の計画」としてあったものを「東京都子供・子育て支援事業計画」に改めている。

また、庁内の策定委員会において、「勘案」という用語が適切かどうかとの意見もあったため、こちらは今後調整したいと考えている。

2の計画の位置付けについては、前は「今後整理する」としていたが、今回、国や東京都との関係、また、市の関連施策との関係を図でお示したところである。

この中で、市の各種計画については、教育に関する計画が入っていなかったため、これを追加する方向で考えている。また、国の関係では、「生活困窮者自立支援法」、また、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」もあるので、これらについても追加して整理したいと考えている。

10ページ、第3節は計画の期間であるが、前回お示したとおり、令和2年度から令和6年度までの5年間とすることで変わりはない。なお、新たに図を追加したが、令和2年度以降の計画ということで、左端の令和元年度の部分については削る予定である。

次の計画の対象については、前回説明したとおり、おおむね18歳未満の子どもとその家庭ということで、施策によっては20歳未満も対象とすることとしているが、この書きぶりについては、庁内の策定委員会から、内容を整理してはとの意見があった。委員からも御意見をいただきながら、整理したいと考えている。

11ページからは、第2章で、本市の状況をしめしている。

「第1節 子どもと家庭の状況」の「1 人口・世帯」では、(1)として、本市の世帯数と平均世帯人員の推移をお示している。

なお、網掛けの部分は、表記を一部改めた部分である。

12ページの(2)は年齢3区分別人口として、住民基本台帳の数値をもとに、時系列で比較している。0歳から14歳までの年少人口は7.6%減少しているのに対し、65歳以上の老年人口は32.2%増加しているということで、少子化・高齢化が進行している状況である。

次の(3)については、子どものいる世帯の割合について、国勢調査の数値をもとに、国と東京都と比較している。平成22年度と比較すると、18歳未満の子どものいる世帯の割合は減少しているが、この割合は国や東京都よりも高く、一般世帯の4世帯に1世帯は18歳未満の子どもがいるという状況である。

13ページの(4)は、本市の世帯構造の変化を示している。平成17年と比べると、男親と子供の世帯も増えているが、女親と子供の世帯の方が増加率が高くなっている。なお、この表については、ひとり親家庭全体の数値が出ていないので、これを追加し、全体を整理したいと考えている。

14ページは、各種手当等として、児童扶養手当、児童育成手当の支給対象児童数と支給総額、また、就学援助率を示しているが、庁内の策定委員会において、支給対象の延べ人数では状況が分かりづらいこと、また、手当の総額よりも実際の支給額を示した方がよいのではとの意見とともに、児童扶養手当と児童育成手当の違いも明らかにした方がよいとの意見があったので、内容を改めたいと考えている。なお、就学援助率については、事前配布した資料では、平成27年度と28年度の比較を記載していたが、各年度の援助率にばらつきはあるものの、中学校の方がその割合が高いことから、中学生の援助率が高くなっているとして、内容を一部修正した。また、本文中の「要保護及び準要保護児童・

生徒」という用語は、一般に広く使われているものではないため、注釈を付ける方向で修正を考えている。

続いて、15ページからは生活実態調査等の結果の概要として、15ページ・16ページに、調査の概要と生活困難の取扱いについて掲載している。こちらの内容については、前回配布した「武蔵村山市生活実態調査」から抜粋したものである。なお、事前配布した資料では、調査の目的が入っていなかったため、目的を追加している。

17ページから27ページまでにかけては、前回、資料4として配布した『「武蔵村山市生活実態調査」等に見る課題』を転記したものである。「である体」を「ですます体」に改めるなど、一部表記を改めている部分があるが、基本的には同じ内容であるため、説明は省略させていただく。

28ページからは、ひとり親家庭等ニーズ調査について、前回配布をした報告書のうち、調査の概要と結果の概要の部分を抜粋して掲載している。既に御覧になっているかと思うが、内容について、簡単に説明する。

本調査は、平成30年9月時点で児童育成手当の受給資格をお持ちの方、主に18歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭となるが、そうした方を対象に、ひとり親家庭の支援など、市の子どもに関する計画づくりの参考とするため実施したものである。

28ページの中段以降に結果の概要及び課題等を記載している。まず、回答者の状況であるが、ひとり親となった理由の約8割は離婚で、ひとり親世帯のうち母子世帯が8割以上を占めている。また、年齢的には40代が多くなっている。

30ページの「5 就労の状況」であるが、母子世帯の86.6%、父子世帯の89.3%が就労していると回答している。一方、⑥のとおり、母子世帯では、仕事を変えたいという意向をお持ちの方が34.8%と父子世帯より高く、また、その理由は、⑦のとおり、収入が良くないとの回答が半数以上となっている。これは、31ページ、7の収入の②でも表れており、母子世帯では、父子世帯よりも100万円から200万円収入の低い方が多いという結果となっている。そして、9の困りごとや悩みごとでも、困りごとで最も多いのは「家計のこと」となっている。

こうした原因の一つとして、32ページ、11のまとめと課題の2つ目の項目にあるように、ひとり親になったことで、生活のためにはすぐに仕事につかなければならないといった事情から、結果的に「パート・アルバイト」で働いている可能性が考えられるところである。

また、33ページの2つ目の項目では、収入源などについてまとめているが、養育費の取り決めをしていない方が約4割に上るという結果になっている。

このほか、次の子どもに関する悩みでは、子どもの教育や学習についての悩みが多くなっているという状況である。

これらの結果を踏まえ、最後の項目では、「就労支援事業のほか、養育費や面会交流の制度等、市で行っている事業の周知等を含め、複合的に周知度を高めていくことがひとり親家庭の支援として求められる点であると考えられる」としてまとめている。

なお、この内容については、ひとり親家庭等ニーズ調査の結果の概要の部分をそのまま転記したことから、文字ばかりとなってしまっているため、関連するグラフを交えるなど、今後、分かりやすく整理していきたいと考えている。

第1章及び第2章の説明は以上である。

なお、前回配布したスケジュール案では、本日の予定としては、この第2章までとなっている。

資料3以降の資料については、スケジュール的には次回以降の内容に係るものであるので、本日時間があれば、別途説明をさせていただきたい。

事務局からは以上である。

(座長) 第1章から順に確認していきたい。まず1ページから3ページまでで質問、意見はあるか。

－質疑等なし－

(座長) 4ページから6ページまではどうか。

－質疑等なし－

(座長) 7ページ、8ページはどうか。

－質疑等なし－

(座長) 9ページの計画の位置付けについては、国の関係で「生活困窮者自立支援法」と「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を、また市の各種計画では「教育振興基本計画」を追加するということだが、この部分についてはどうか。

これは図が整理されるということか。

(事務局) 現状では国の法律があって、大綱があって、都の計画があるというところだが、生活困窮者自立支援法は別の法律になるので、記載の方はこのままではなく、関係性のあることが分かるような整理の仕方にしていこうと考えている。

(委員) 「勘案」の用語が適当であるか検討するとはどういうことか。

(事務局) 子供の貧困対策に関する法律や大綱、東京都子供・子育て支援総合計画を市は「勘案する」ものなのかどうかという意見が先日の策定委員会が出された。前回の懇談会の構成案の資料でも事務局としては「勘案」という言葉を使っていたが、策定委員会で意見があり、いまのところどう修正するか確定していないので引き続き検討して、次回の懇談会では示していきたいと考えている。

(委員) 「勘案」という言葉は、考えるという意味で使うが、東京都子供・子育て支援総合計画を「斟酌する」という言葉に置き換えるということも考えられる。「勘案」という言葉は堅いイメージがあるので軽く「斟酌する」という言葉の方がいいとも考えられるし、閣議決定とか東京都の総合計画だから「斟酌する」という言葉を使ってあまり軽く考えないで「勘案する」というほうがいいのかもかもしれない。

いずれにしても「斟酌」という言葉で置き換えることもできるのではないか。

(事務局) 事務局で検討する上で参考にさせていただく。

(座長) 10ページの第4節「計画の対象」について内容を整理したいということだがどうか。

(委員) 今私たちが考えなければならない時間的なスタンスは、5年の範囲内でこれを見定めて私たちがこうしたらいいのではということはこの懇談会で計画として市長に答申するということか。

(事務局) 令和6年度までと限定するというわけではないが、ある時点で見直しが必要になってくると思う。将来の子どもの経済的困窮状態から脱する方策としてこれからの5年間にこういうことを進めていくという内容をまとめていきたいということである。

(座長) 見直しというのは、5年ごとの見直しなのかそれとも5年間の間のどこかの時点で見直すということか。

(事務局) 次の計画期間が令和7年度からということになるので、令和5年、6年度に調査の実施や会議の開催等を通して計画を見直していくということになると考えている。

(座長) 「計画の対象」について内容を整理するというのは、困窮しているその状態に関する表現をどうするかということか。

(事務局) 囲みの外にある「次のような状態にある」という説明として、一つ目は、「現在、経済的困窮状態にある子どもとその家庭及び将来、経済的困窮状態になる可能性の高い子どもとその家庭」、二つ目は「保護者に疾病、障害がある家庭やひとり親家庭などのうち」のそのあとが同じような書きぶりになっていることから、ここまで二つ書く必要があるのか、少しくどいのではないかとということもある。

(委員) 言葉としては書く必要があるとしても実際は、今のような経済的な流れが速い時代に5年先のことを見通して「現在、経済的困窮状態にある子どもとその家庭及び将来、経済的困窮状態になる可能性の高い子どもとその家庭」、「保護者に疾病、障害がある家庭やひとり親家庭などのうち、現在、経済的困窮状態にある子どもとその家庭及び将来、経済的困窮状態になる可能性の高い子どもとその家庭など」のことまでこの委員会で議論することはできても、計画の対象として実際に実効性のある計画を6回の委員会で作れるかということ無理だと思うので、この部分はカットすべきではないか。原案（構成案）の方がいいと思う。

(事務局) 構成案にある「18歳未満の子どもとその家庭」ということでよろしいか。

(委員) そのとおり。あっさり書いておかないとこの委員会のテーマと課題が大きくなりすぎて、ぼやけてしまう。したがって囲み罫の二つはいらないと思う。

(事務局) 生活実態調査の方で困窮層と周辺層に分かれているということと、4ページにあるとおり、今回改正された子どもの貧困対策の推進に関する法律の第1条の目的の部分でこれまで「子どもの将来」となっていた部分が「現在及び将来」と「現在」という言葉が追加された。第3章以降で具体的な施策を考えていくが、一つ一つの施策が貧困に特化したものではなく、いろいろな施策が貧困対策に役立っていくという整理を考えていくと、経済的貧困状態にある子どもと経済的貧困状態になる可能性が高い子どもだけを対象にするという考え方も違うのではないかという気がしないでもない。書きぶりは別としてここまで細かく書かなくてもいいのかなという意見も分かる。

(委員) 貧困といっても、経済的なことだけではない貧困もあると思う。経済的と書いてあると、経済的には豊かでも、いろいろな面での貧困ということもあるので、少しピンポイントになってしまうのではないかと思う。

(委員) 経済的ではない貧困とは何だろうと思う。私の中では、貧困＝経済で、経済的なことであれば施策としてできることなのではないかと思う。心の貧困もあるが、どうやって対応するのか。経済的な貧困にこだわったほうがいいのか。

(事務局) 今回生活実態調査を行ったが、この中で「低所得」というのは経済的な部分に該当するが、本調査では「低所得」と「家計の逼迫」と「子どもの体験や所有物の欠如」の三つのうち二つに該当したものを困窮層、一つ該当したものを周辺層という区分にしている。「子どもの体験や所有物の欠如」ということがあっても生活困難層として扱っている。経済的でない貧困がこれを確実に指しているのかと言われるとむずかしいところだが、やはり経済的ということになるのかなと思う。この

言葉をこの場で整理するのはなかなか難しい。庁内の策定委員会でも結論が出ていないので、この意見をもう一度庁内の策定委員会に戻した上で、懇談会にその結果を示したいと思うがいかがか。

(委員) 異議なし。

(座長) 今説明があったのは、素案の16ページにある部分である。国際的な潮流、経済的なところから生活に波及するものも含めて、「低所得」と「家計の逼迫」と「子どもの体験や所有物の欠如」などを含めての指標が出されている。ただ表現としては経済的という表現にしてよしいか。

(委員) 異議なし。

(座長) 続いて第2章第1節の「子どもと家庭の現状」が11ページから14ページにわたっている。そして14ページの手当の部分を変更するということであるがどうか。

この手当の部分は、延べ人数ではない方がいいのではないかと思う。

(事務局) 策定委員会では、ある特定の時期をとらえれば数字を出せるということなので、実人数と一人当たりいくらの手当で出るのかというのわかる形式にしたいと思っている。

(座長) 支給期間はこうなっているか。

(事務局) 年数回にわたって支給している。各回支給人数が変わってくるので延べ人数で出している。支給時期については、児童扶養手当は、現在は年6回になっているが、これまでは年3回で、支給月は4、8、12月である。児童育成手当は、2、6、10月が支給月となっている。

(委員) 一人当たりの支給額はいくぐらいになっているのか。

(事務局) 児童育成手当は、月額13,500円である。児童扶養手当は、全額支給の場合と一部支給の場合がある。全額支給は、月額42,910円、一部支給は、所得によって段階的に減額されていくということで、月額42,900円から10,120円の範囲となっており、所得がなければ全額支給になる。また第二子、第三子以降の加算もあるので世帯の状況によって支給額が変わってくるということになる。

(委員) 児童扶養手当の手当支給総額は、市で扱っている経費の数字ということでもいいのか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 例えば、30年度の児童扶養手当の4億、児童育成手当の2.8億のうち市で負担している額はそのうちどれくらいなのか。

(事務局) 児童扶養手当は、30年度の実績でみると、4億円のうち国の負担が1億3,289万円、市の一般財源が2億6,741万円、児童育成手当は、2.8億円のうち東京都が2億8,194万円、市の一般財源が190万円である。

(座長) 例えば、平成30年度の実績の部分でみると支給月ごとに支給人数を示してもいいのではないか。全額支給額、一部支給額はホームページ等に掲載されているだろうから、児童育成手当であれば月額13,500円ということに掲載したらどうか。支給人数については、4、8、12月で支給月人数は、それぞれ違って年間延べ何人というような表の方がわかりやすいのではないかと思う。あるいは30年度では、4月、8月、12月に支給されていて、4月何人、8月何人、12月何人というようなただし書でもいいかもしれない。

(事務局) 実人数を明確にすることと個別にどんな世帯へどれだけ支給されているのか、そして総額も分かるようにするということになるか。

(座長) 年度ごとの延べ人数を見ると、急激に増えているわけではない

が、支給額としては増えているということを示す必要がある。

(事務局) そういう状況は見て取れるが、単価の変動により変わったりするので、もう一度実人数や単価がわかるように示すこととしたい。

(座長) (3)就学援助率の「要保護及び準要保護児童・生徒」とはどこが使っている用語か。

(事務局) 国で使用している。

(委員) 要保護及び準要保護という言葉は、学校現場では普通に使う言葉で、教育委員会でも使っている。

(座長) 注釈をお願いしたい。

15ページから27ページまでは、生活実態調査の内容だが、この内容は掲載したほうがいいのかということも含めてどうか。

また、28ページから33ページまでは、ひとり親家庭等ニーズ調査結果の概要が追加されたもので、今後関連するグラフなどを追加して整理するとの説明が事務局からあったが、これについてはどうか。

生活実態調査では、ひとり親家庭の父子家庭、母子家庭の割合等は18ページにあるとおり、非常に分かりやすくまとまっているが、28ページ以降のひとり親家庭の調査では、同居家族がいる家庭としない家庭について視覚的にも分かりやすく示したほうがいいのか。武蔵村山市を居住地に選んでいる理由についても、28ページの④に自分の親族がいるという回答者の状況結果が出ているし、29ページの家族構成の②母子世帯の3割以上が親と同居というのがあり、どういった人とどういった状況の中で生活しているのかというような点が出ていると分かりやすいのではないのか。

(委員) 28ページから29ページにかけて、離婚に伴うひとり親家庭が多く、特に母子家庭では約80%、母子家庭・父子家庭は40代が多い。そして武蔵村山市に住んでいる理由は、親族がいるということが結果から読めるが、この調査は一般論としてのひとり親家庭等のニーズ調査ということで、経済的な支援、児童扶養手当、児童育成手当の支給とは関連しているが、別の概念と理解していいのか。

(事務局) あくまでひとり親家庭等のニーズを把握して今後の計画づくりに役立てるとのことなので、ひとり親家庭だからといって必ずしも困窮家庭なのかということそうではないので、本市の現状として、ひとり親家庭は経済的困窮が多いという結果も出ている。今後そういう家庭にどのようなサービスを提供していくかということは議論することだと考えている。

(委員) 25ページのK6指標とはどういうものか。

(事務局) 生活実態調査報告書の166ページにある。うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。過去30日の間で心の状況(6項目)を指数化する。この6項目とは、「神経過敏に感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そわそわ、落ち着かなく感じましたか」「気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか」「何をしても骨折りだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6つの質問について5段階(「まったくない」(0点)、「少しだけ」(1点)、「ときどき」(2点)、「たいてい」(3点)、「いつも」(4点)で点数化する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとしてされている。出典は厚生労働省である。これについては、注釈を入れるようにする。

(座長) 以上で第2章まで終了した。皆さんからいただいた意見をもと



に、事務局で修正をお願いする。

修正した内容については、次回までに示していただけるということによろしいか。

(事務局)

そのように考えている。

(座長) 最初の説明で、資料3以降については、時間があれば説明したいとのことだったが、どうするか。

(事務局) まだ時間があるので、説明をさせていただきたい。次回以降、第3章以降の素案をお示しすることとなるが、現在の市の状況などについて、まず、説明させていただく。

まず、資料3であるが、こちらは、平成28年度に内閣府が立ち上げた「子供の未来応援国民運動」というホームページの中の支援情報ポータルサイトに掲載されている本市の子どもの貧困対策関係の事業の一覧である。

重複するものを除き、31事業掲載されているが、これは、当時、国からの依頼に基づき、関係各課の判断で、それぞれホームページに掲載したものである。その後、国からも定期的な内容確認の指示等もなかったため、内容の更新がなされていないと思われる。そのようなことも含め、子どもの貧困対策の推進体制として、こうした情報の管理をどのように進めていくのかということも、課題であると考えている。

なお、国のホームページへの掲載内容については、各区市でも対応にばらつきがあり、例えば、港区では、教育の支援として2件が登載されているのみである一方、子ども貧困対策に力を入れている足立区では、教育の支援として47件、生活の支援として38件、親の就労支援として10件、その他として29件が掲載されている状況である。

一方、資料4であるが、こちらは、平成27年度に市が策定した「子ども・子育て支援事業計画」のうち「計画の内容」の部分の抜粋したものである。

子どもと子育てに関する事業ということで、例えば、78ページでは、項番41、43から45まで、47、48が資料4の施策と重複しているといったように、当然のことながら重複がある。

しかし、77ページ(3)のような保護者に対する就労支援も、当然、子どもの貧困対策になり得るところであるが、これらは現在、国のホームページには掲載されていない。

市の各種施策には、直接貧困家庭をターゲットにしたものではないものの、貧困対策としても有効なものがある。そうした事業の洗い出しをし、対象の家庭に情報が確実に届くようにすることも重要なことと考えている。

なお、この「子ども・子育て支援事業計画」については、今年度で計画期間が満了するため、現在、「第二期子ども・子育て支援事業計画」の策定が進められているが、「子ども・子育て支援事業計画」では事業ごとに目標が設定され、毎年進行管理を行っているという状況がある。

「子ども・子育て支援事業計画」を担当する子ども育成課とも調整を進めているが、このような状況を踏まえ、事務局としては、「子どもの未来応援プラン」では、例えば、素案の8ページでお示した東京都の施策一覧のように、事業名は挙げるにしても、個別の目標は定めず、重点的に取り組むべき施策の方向性や個別の事業とは別の指標を設定するような方向で整理してはどうかと考えているところである。

庁内でもまだ結論の出ていない内容ではあるが、第3章以降の素案の作成に当たり、皆様の意見を伺えればと考えている。

また、本日配布した資料5であるが、資料の上段については、前回の構成案でお示しした施策の展開の部分で、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策として、教育の支援からその他までについて記載してはどうかということで提示させていただいてあったものである。

これについて、資料の下段では、例えば、「ひとり親家庭等ニーズ調査」などにおいて、支援が必要な家庭が様々な施策や制度を知らないことにより活用できていないのではないかとといった課題がみえてきたところから、こういった、支援を必要とする家庭や子どもに、確実に情報を提供し、案内していく体制づくりなどが重要と考えられる。

この点については、上段にある国の重点施策による分類では「その他」として取り扱うことになるため、ここでは、情報提供や相談窓口の充実などを中央にある【支援を確実に知らせる・届ける】として整理したいと考た。

実は、下段の図にある括弧書きの部分、「(生活を応援)」、「(学びを応援)」といった記述は、本日の資料「素案」の7ページ、国の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の施策の方向性と同一ものになっている。このプロジェクトにおける施策の方向性の分類は、生活、学習、就労、住居、さらに地域全体による支援や、先ほど申し上げた情報提供・相談窓口に関するものまで網羅され、かつ分かりやすく整理されていると思われるため、その分類を参考に本市における施策の整理を行いたいと考えたものであるため、併せて御意見をいただければと思っている。

説明は以上である。

(座長) 市で並行して策定を進めている「子ども・子育て支援事業計画」との関連を踏まえた説明があった。資料5のとおり、「子ども・子育て支援事業計画」では、個々の事業が掲載され、目標も掲げられる想定のようなものである。そうするとこちらの「子どもの未来応援プラン」では、「子ども・子育て支援事業計画」の事業やその他の事業のうち、子どもの貧困対策として掲げるべき事業をピックアップするとともに、体系立てること、また重点的に取り組むべき施策の方向性や個別事業にとらわれない指標を設定するような方向で考えていってもいいのではないかなと思うがいかがか。

(委員) 資料5の教育支援と生活支援はやってもらわなければならないが、その背後にある保護者の就労支援や経済的支援はどこまでやるのか。これは難しい問題である。特に保護者の就労支援については、母子家庭の母親や父子家庭の父親がどういうところで働いたらいいかということまで広げると、ここにいるスタッフだけで、この子どもの未来応援プランを作ることはできても、裏付けとなる予算もいろいろあるが、二つぐらいに絞って、広げない方がいいのではないかな。何をやるにしてもヒト・モノ・カネである。ひとがこれだけのスタッフとNPO法人などの外部スタッフやボランティア団体とかいるが、予算管理ができて、スタッフの指揮命令系統に入るのは、内部の子ども子育て支援課でやることになるから、あまり大きなプランを作るよりも、教育支援と生活支援と14ページにある予算との関係をうまく使い分けてやらなければいけないのではないかな。

(事務局) 前回の会議でも、一つ二つに絞り込んだほうが良いのではないかなという意見をいただいたのは承知している。一つ一つの事業をこの懇談会で取り上げてどういう方向で進めるかを考えるととなると難しい。並行して進められている第二期の「子ども・子育て支援事業計画」が策

定中であることを踏まえて、施策の体系の貧困の部分抜き出すことで、こちらの方は事業を整理したいと考えている。ここを重点的に取り組むべきだというような御意見をまとめていく、こんな指標を持ってこういう施策を重点的に進めるというような意見をまとめていくというのが事務局の考えである。

(座長) 9ページの計画の位置付けにあるように、法律のいろいろな部分にまたがっていて、施策的にもまたがっていくものなので、子どもの貧困プランとなると、いろいろなところと調整しながらやっていくことになる。

この懇談会では担当部署でやってくれているが、これとは別に庁内調整というのもやってくれているので、子どもの貧困対策を鳥瞰できるような計画に作り上げるというのがこの懇談会の役割である。

今日もらった資料4では、実施中とか継続になっているが、こちらは、数値目標を立てるといのは大きな流れだったと思う。したがって事業ごとに数値が出ている。

(事務局) 毎年進捗状況を出すようになっていく。

(座長) 子どもの貧困対策については、大綱でも25指標が出ているし、その結果報告も実施状況としてあげていかなければならないのか。

(事務局) 今のところ市町村レベルではない。また25指標についても市で把握できるものとできないものがある。

(座長) 子どもの貧困対策の成果がどのように出ているかという指標を評価する枠組みは持っておかなければならない。大綱で示されているような指標をもとに自治体の方でどこを見ていくか計画の中に盛り込むことが大切なのだと思う。

(事務局) 次回の会議に向け、整理をしていく。それを見ながら意見をいただければと思う。

(座長) いずれにしても、次回の会議に向けて、第3章以下の素案が事務局から示されることになるので、個別・具体的には、素案を見ながら協議を進めるといふことよろしいか。

(委員) 異議なし。

議題2：その他

(座長) その他として、委員からは何かあるか。  
ーなしー

(座長) 事務局からは何かあるか。

(事務局) 審議いただく案件はないが、次回の会議は、9月26日(木)が予定されており、現在、その日程を進めている。会議の開催通知については、会議資料とともに別途送付させていただくので、よろしく願います。

(座長) それでは、本日予定されていた案件は全て終了したので、本日の会議はこれにて閉会とする。

以上

会議の公開・非公開の別	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公開</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> <p>傍聴者： _____ 3人</p> </div> </div>
-------------	---

